

建築物環境衛生管理基準の一部及び建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事項等の見直しについて

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則が改正され、令和4年4月1日から施行されました。今回の改正で、建築物環境衛生管理基準の一部（一酸化炭素の含有率及び温度）と建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事項等が見直されました。

1 建築物環境衛生管理基準

■今まで

一酸化炭素	10ppm以下 ※特別の事情がある建築物は20ppm以下
温度	17度以上28度以下



■令和4年4月1日から

一酸化炭素	6ppm以下 ※特別の事情がある建築物に係る規定削除
温度	18度以上28度以下

2 建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事項

■今まで

原則兼任できないが、一定の要件下で兼任可能

■令和4年4月1日から

特定建築物所有者等が、「建築物環境衛生管理技術者がその業務の遂行に支障がないこと」※を確認すれば兼任可能

※業務の遂行に支障がないことを確認する手順については、別紙1を参照ください。

※福岡市 HP に、厚生労働省発出の関係通知文を掲載しています。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seikatsueisei/life/kurashinoeisei/tokuteikenntikubutu.html>



3 帳簿書類

特定建築物所有者等は、建築物環境衛生管理技術者がその業務の遂行に支障がないことを確認した結果を記載した書面(確認書)を備えておくこと。

4 兼任する場合に必要な届出等

「特定建築物届」又は「特定建築物届出事項変更届」に、「建築物環境衛生管理技術者兼任報告書」を添付して提出すること。

※建築物環境衛生管理技術者兼任報告書は別紙2を参照ください。

5 お問い合わせ先

各区保健福祉センター衛生課環境係

東区 092-645-1112 博多区 092-419-1125 中央区 092-761-7351 南区 092-559-5161

城南区 092-831-4219 早良区 092-851-6602 西区 092-895-7094

業務の遂行に支障がないことを確認する手順

(ケース1)

特定建築物Aの所有者Aが、特定建築物Bの管理技術者に選任されている管理技術者Bを、特定建築物Aの管理技術者として選任しようとする場合

新たに特定建築物Aの管理技術者として選任

選任

管理技術者B

所有者B

特定建築物B

則：改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）

1

所有者Aは、管理技術者Bに対し、特定建築物Aに関する以下の情報（以下「基礎情報」という。）を提供する。

- ・ 特定建築物Aの基本的な情報（住所、用途、構造設備、延べ面積等）
- ・ 特定建築物Aの管理技術者として従事するのに要する時間 等

2

管理技術者Bは、①の基礎情報を添えて、所有者Bに兼任の申し出を行う。

3

所有者Bは、②の情報、特定建築物Bの維持管理状況及び特定建築物Bの管理技術者として従事するのに要する時間等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Aの管理技術者となっても、特定建築物Bの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。

※1 所有者B以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物Bの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取する（則第5条第4項）。

※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要がある。

4

所有者Bは、③で作成した確認書の写し及び特定建築物Bに関する基礎情報を管理技術者Bに手交する。

5

管理技術者Bは、④の基礎情報を添えて、所有者Aに④の確認書の写しを提供する。

6

所有者Aは、⑤の情報及び特定建築物Aの維持管理状況等を勘案し、特定建築物Aの管理技術者となっても、業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認でき、管理技術者Bを選任することとした場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。

※確認書の作成にあたっての留意点は、③の場合と同様であること。

7

所有者Aは、⑥で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。

8

管理技術者Bは、所有者Bに⑦の確認書の写しを提供する。

9

所有者Aは「特定建築物届」または「特定建築物届出事項変更届」を、所有者Bは「特定建築物届出事項変更届」を、それぞれ所轄の保健所に提出する。※それぞれ建築物環境衛生管理技術者兼任報告書の添付が必要。

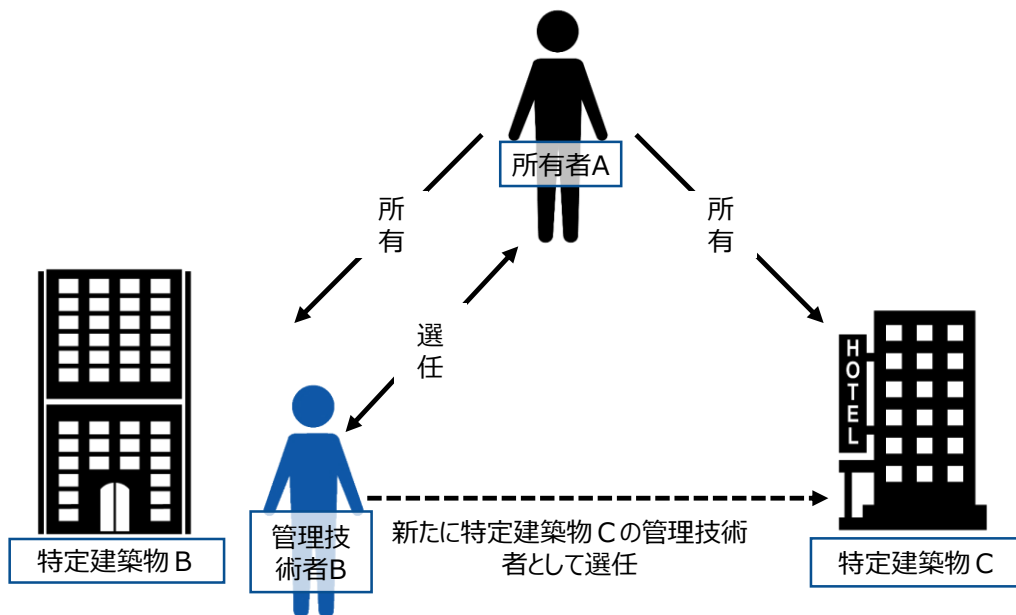
10

所有者Aは、⑥で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。また、⑤で所有者Bより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

所有者Bは、③で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。このとき、②及び⑧で所有者Aより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

(ケース2)

所有者Aが特定建築物Bの管理技術者として現に選任している管理技術者Bを、自らが所有する別の特定建築物Cの管理技術者として、新たに選任しようとする場合



1

所有者Aは、

- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの維持管理状況
- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者として従事するのに要する時間

等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Cの管理技術者となっても、特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことを確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成・保存する（則第20条第1項第3号）。

※1 所有者A以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取し、その意見聴取した結果は、所有者Aが作成する書面と一緒に保存すること（則第5条第4項、第20条第1項第3号）。

※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要があること。

2

所有者Aは、①で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。

3

所有者Aは「建築物環境衛生管理技術者兼任状況報告書」を添付して特定建築物Bの「特定建築物届出事項変更届」及び特定建築物Cの「特定建築物届」または「特定建築物届出事項変更届」を、それぞれ所轄の保健所に提出する。

建築物環境衛生管理技術者兼任状況報告書

令和 4 年 6 月 1 日

1 建築物環境衛生管理技術者

氏 名 **福岡 太郎**
住 所 **福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号**
免状番号 第 **〇〇〇〇〇〇** 号

・朱書きは記入例です
・様式は市のホームページ
に掲載しています



2 兼任対象特定建築物名等 ※

	兼任する特定建築物		
特定建築物名	環境ビルディング	衛生ビルディング	
特定建築物所在地	福岡市〇〇区□□ 1 丁目 2 番 3 号	福岡市△△区×× 1 丁目 2 番 3 号	
特定建築物の所有者等 (届出者)	住所 福岡市〇〇区□□ 1 丁目 2 番 3 号 氏名 株式会社 福岡不動産 代表取締役 福岡 次郎	住所 福岡市△△区×× 1 丁目 2 番 3 号 氏名 株式会社 福岡 代表取締役 衛生 太郎	住所 氏名
特定建築物維持管理権原者 (特定建築物の所有者以外に特 定建築物維持管理権限者がいる 場合のみ)	住所 氏名	住所 氏名	住所 氏名
選任年月日	令和 4 年 6 月 1 日	令和 3 年 4 月 18 日	

※兼任する特定建築物が 3 棟以上で本様式 1 枚に記載できない場合は、「2 兼任対象特定建築物名等」については別紙での作成も可能とする。

3 業務の遂行に支障がないことを特定建築物所有者等が確認した結果を記載した書面（確認書）
について

- 特定建築物所有者等は、上記 1 の建築物環境衛生管理技術者が上記 2 の特定建築物の管理技術者を兼任しても業務の遂行に支障がないことを確認し、確認書を備えている。
(当該特定建築物について、当該特定建築物所有者以外に特定建築物維持管理権原者がいるときは、あらかじめ、特定建築物維持管理権原者の意見を聴いている。)

※確認書を備えている場合は、□にレ印をつけること。